

～届出の際の注意事項と添付書類について～

■注意事項

- ・ 個人番号（マイナンバー）は番号法、国民健康保険法及び施行規則に基づいた事務手続きにおいて必要となります。
- ・ この届は、被保険者が修学を理由に組合員の世帯から転出および転入した際に届け出るものであり、転出していない場合は、修学中の被保険者の特例に該当しません。
- ・ 異動の際は14日以内に届け出てください。
- ・ 申請人は当該世帯の組合員となります。

■添付書類について

手 続 き	添付書類
該 当 (修学のため組合員の世帯から 住民票を異動した、 または就学先を変更した場合)	<ul style="list-style-type: none">・ 分離先の住民票原本（世帯全員記載のもの）・ 就学先の在学証明書原本 または学生証写し（有効期限が明記されたもの）・ 被保険者証
非該 当 (修学を終えて組合員と同一世帯に 戻った場合)	<ul style="list-style-type: none">・ 組合員世帯に戻った住民票原本（世帯全員記載のもの）・ 被保険者証
継 続 住 所 変 更 (修学中に分離先の住所を 変更した場合)	<ul style="list-style-type: none">・ 変更後の住民票原本（世帯全員記載のもの）・ 被保険者証